

令和7年度第4回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会概要

1 開催日時 令和7年10月21日(火)10時00分～12時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室

3 出席委員

朝比奈 遥、石黒 賀津子、岡村 敦史、金子 秀明、空閑 浩人、楠神 渉、杉山 好和、谷口 郁美、丸本 千悟、村松 明日香、山川 すゑ子、山口 浩次、

4 欠席委員 小菅 俊二、幸重 忠孝

5 事務局

健康福祉政策課：長崎課長、高木主幹、石田主査、矢向主任主事、森主事

6 議題

(1)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の素案について

(事務局)

ただいまから第4回総合企画専門分科会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の高木と申します。

これまでと同様に本日の分科会もコミュニケーションについて配慮して進めます。改めて、会議の進行についての注意事項を申し上げます。発言の際にはマイクがお手元に届いてから、お名前を名乗った上で、できる限りゆっくり御発言をいただきたいと思っております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また、資料に沿って発言される場合は、資料番号、○ページ○行目の「△△」についてといった具体的な箇所を明示し、御発言いただきますよう併せてよろしくお願いいたします。

続きまして、会場内の状況について御説明します。会場の中央部分に机を「□の形」並べており、事務局の対辺上に空閑分科会長に御着席いただきまして、その左右には各委員の皆様に御着席いただいております。

本日、会場の傍聴席に1名と、報道機関の記者席に1名が出席されております。

滋賀県の事務局は、健康福祉政策課職員が5名参加させていただいております。

続きまして、会議の公開と会議の成立について確認します。本日の審議会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御容赦いただきますようお願い申し上げます。

本日の専門分科会には、幸重委員が御欠席と伺っており、また委員お二人が遅れておられますが、委員14名中現在11名に御出席いただいておりますので、委員総数の過半数となり、滋賀県社会福祉審議会規定第4条第2項の規定に基づき、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

【資料確認】

資料 2-1 の計画素案に関しましては、資料送付させていただいたのち、修正があった点について、当日配布資料としてお配りさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、あわせて御確認いただきますようお願いいたします。

資料に不足がございましたら事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は、次期「滋賀県地域福祉支援計画」の素案に関して委員の皆様で意見交換をしていただければと考えております。

それでは早速議事に入らせていただきます。

進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第 7 条第3項により、分科会長がすることとされておりますので、空閑会長どうぞよろしくお願いいたします。

(分科会長)

皆さんおはようございます。改めまして本分科会の会長をさせていただいている同志社大学の空閑でございます。

本日は、第 4 回ということで分科会としては最後の開催になりまして、皆さんには素案を御確認いただくこととなります。

この間、年度初めからお集まりいただきまして、様々な貴重な御意見をいただきまして、この素案の提案に至っております。

また委員の皆さんのコラムを拝見させていただきましたけれども、委員の私達の顔が見えるというのが、非常に計画を身近に感じていただけるのではないかと思います。それぞれ素敵な内容を書いていたというふうに思っているところです。

素案の策定にあたって、事務局の方と私とは結構頻繁にメールのやり取りを今日に至るまでしてまして、事務局からのメールの送信時間が非常に遅い時間に来るので、遅くまでお仕事されてるなと思いつつながら、何か事務局の方々の福祉も考えないといけないんじゃないかというふうに思いつつながら、非常に精力的にまとめていただいたと思っております。

本日の議題は、「次期滋賀県地域福祉支援計画の素案について」の 1 点でございます。素案を御説明いただき、そして委員の皆様から御意見御質問いただいて、最終的なところは、事務局と私の方にお任せいただいて、審議会に上程することとなります。

それでは、「次期滋賀県地域福祉支援計画の素案について」、まずは事務局から全体の御説明をお願いします。

【事務局より、資料 2-1、2-2 について説明】

(分科会長)

御説明ありがとうございました。この間の皆様の様々な御意見を反映させるような形で作業していただいているところです。

それでは、計画の素案につきまして、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。この計画全体的なことでも構いませんし、個別の項目、あるいは個別の文言のことも構いません。御意見いただきまして、最終案の確定に向けて作業していければと思います。委員の皆様から何か御質問御意見等、御自由に御発言いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員)

全体的にできあがった後のことを聞きたいのですが、例えば知的障害者や視覚障害者の人に対して、別途ルビを付けたものや読み上げ機能がついたものであるとか、そういった形で情報を得ることができるといった方法は考えておられるのでしょうか。

また、33 ページの重層的支援体制の整備状況についてですが、計画の策定は、自治体の名前を書いているのですが、ここは自治体数だけが書いてあるのでいつもモヤモヤしていて、あえて個別の自治体名は伏せてあるのかなと自分の中で気になっているところです。

あとは本日の配布されていないんですけども、第3回分科会の各団体のヒアリングをした概要の資料ですが、最後の欄外のまとめのところが少し「て・に・を・は」が気になりましたので、また後で申し上げたいと思います。以上です。

(分科会長)

どうもありがとうございました。この3点について、事務局の方から御回答お願いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ルビであったり、テキストデータにして読み上げられる、読みやすい、誰もがアクセスしやすいというところ情報保障の観点からご意見をいただいたというふうに思っています。

現状の計画は、ホームページに載っておりますが、通常の Web のもので読み上げていただいていると思っています。ただ昨年度から Unicode がフリーで使えるようになりましたので、ルビも含めまして、少しタイミングが遅れるかもしれませんが、今おっしゃっていただいた観点で、我々バリアフリーやユニバーサルデザインに取り組んでいる所属でもあるため、時間がかかってもホームページなどで載せられるよう検討を進めていければと思います。

33 ページの重層的支援体制整備事業実施状況、令和 6 年度末時点というところで、自治体の数字が書いてあり、各市町がどういう状況であるのかということで質問いただいたと思っております。

県としては市町の名前も把握しておりますが、スペースの都合上と、今まさに重層的支援体制や包括的支援体制、ここの枠組みを国でもどのように進めるのかを検討されているところで、国の方針や県内状況が固まった時点で、掲載することは可能と思っています。

ただ、国は重層的支援体制整備事業を、包括的支援体制を整備するうえでの一つのツールと考えており、重層が未実施のところは課題ではなく、あくまで包括的支援体制の構築が目標で、それがどのような状況であれば達成できているかについては、各市町村や都道府県が判断できる評価指標等も今検討されているというふうに聞いております。

最後の部分につきましては、会議終了に事務局の方にお伝えいただいても、後日メールでも結構ですのでお願いしたいと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。

計画は作って終わりではなく、いかに多くの人たちが触れて、御覧なただけか、どうやって届けるかということも、計画策定後における大事な実施の一部だと思いますのでよろしく願います。他にいかがでしょうか。

(委員)

修文の提案になりますが、37ページの「第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識(総論)」のところです。

27行目、28行目に「先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぐ」とありますが、ここは「精神」を受け継ぐというより、「実践の価値」や「実践の歴史や価値」を「受け継ぎ」、しっかりと人材を育てていくというほうが良いのではないかと思います。

続いて39ページ、「基本方針Ⅰ」の下に3行の文章があります。その2～3行目に「新たな公的サービスの仕組みを構築します」とありますが、これは何を意図しているのか教えていただきたいです。私は、先ほどの話にあった通り、包括的支援の仕組みをしっかりと構築・充実させますというような意味で書かれるべきではないかなと思っています。

(分科会長)

ありがとうございます。

1点目の37ページの文言につきましては「先人たちの精神」というところを、「先人たちの実践の価値」とするか、あるいは「精神と実践」とするかなど、少し考えさせてください。

2点目について、事務局の方から願います。

(事務局)

2点目の「基本方針Ⅰ」を説明している部分の「新たな公的サービスの仕組み」とあるの

は、現在の計画の通りとしており、修正ができておりません。伝えたいことは、委員に御指摘いただきました重層的支援体制の整備や包括的支援体制の整備になりますので、今御意見をいただいた形で修文について検討させていただきたいと思います。

(委員)

38 ページ、基本理念と基本方針において、全体指標に目標値を入れていただいて、すごく良いなと思いました。計画を作るだけではなくて、この数値で達成度等を評価できると思いました。目標値の全体指標の「共生社会になっていると感じる人の割合」は、滋賀県基本構想実施計画の策定目標等に準じて設定ということで、「37.3%を超える」としているのは根拠を示していてすごくわかりやすいと思いました。

その上で、この目標値ですが、この計画の期間である令和 12 年度の末で達成する目標なのか、もう少し長期的な視点の目標なのかはどこかに書いてあると読み手にわかりやすいと思いました。

また、40 ページに、DWAT のチーム員数を補助指標として挙げていただいております。策定時の基準が 302 名に対して、目標値 400 名ということで、各団体が会員の方にいろいろ働きかけて、DWAT の要請しているところでありますが、この目標値 400 名の根拠について、注意書きなどがあると、より団体もこれに向けて頑張ろうという気持ちになれるのではないかと思います。

(分科会長)

それでは事務局からお願いします。

(事務局)

38 ページの全体指標で「共生社会になっていると感じる人の割合」の目標値が 37.7% を超えると記載しており、地域福祉支援計画の終期が令和 12 年度までであるため、計画の終期までに目指すものなのか、それとも違う年度までで目指すものなのか、わかりづらいという観点で御意見をいただいたと思っております。今記載していますのは、県の基本構想の目標の考え方に基づき、令和 12 年度末までに目指す目標値を算出しておりますが、もう少しわかりやすい表現ができるかは、考えさせていただきたいと思います。

続きまして、40 ページの補助指標の中で、今回追加をさせていただきました「DWAT のチーム員数」につきまして、令和 6 年度末で、研修を受講して登録していただいているのが 302 名になります。目標値につきましては、令和 2 年から養成を開始し、毎年研修を実施していますので、毎年の研修の受講者を踏まえ、12 年度末の受講者を推計し、登録だけそのような人数として 400 人とさせていただきました。具体的に毎年の研修受講者をすぐお答えできませんが、今までの研修受講者の実績に基づいて、あと令和 12 年までの 5 年間伸ばしたときの人数というのを目標数値にさせていただいているところです。

(委員)

先ほども話がありましたが、どのように計画を滋賀県の人々に伝えていくかということで、視覚障害とか、知的障害の方にはルビがあるなど、読み上げられるような方法が良いとの話があったと思います。それも一つの方法ではありますが、誰か人に読んでもらい、それを電子図書のようにして作成することも一つの方法だと思いました。私が視覚障害の当事者ということで、計画をデータ化して送っていただいています、データを全て読むようにはしていますが、全て把握できているかといいますと、なかなかわかりづらい部分というのがありますので、声で届けるというのも一つの方法なのかなと思っています。例えば、点字にするとかなり費用がかかってしまう問題もありますので、音声にして誰かに読んでもらって届けるというのが一つの意見になります。

もう一点は、具体的にこの計画が策定されて、どのように周知していくのか、その方法が気になりました。私はずっと滋賀県に住んでいて、少し恥ずかしい話ですが、委員になるまでこういう計画があることを知りませんでした。当事者として知っておきたいことでもあったので、委員になって作成に関わらせてもらう中で、現状とか、課題に目を向ける機会も得られたので良かったと思っています。ただ、なかなか弱い立場の人々だと、一般の人よりもアクセスしづらい状況になっているというのは確かだと思うので、そういう人にどう届けるのかということも気になると思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。2点目につきましては非常に重要なところで、まさに我々委員の責任なんだろうというふうに思うわけです。それぞれの団体、関係各所からこのように参加いただいているということは、この計画をそれぞれの団体に持ち帰って、関係者の方々に周知していくのも、委員としての役割なんだと思います。それと併せて県の方からも、たくさん発信することが必要だろうと思います。

1点目の、音声のデータも含めての周知を促していくということについて、事務局の方から何かありますか。

(事務局)

先ほど御提案をいただきましたルビであったり、Unicode であったり、テキストデータ、また今御発言いただきました音声データ、全てがあれば、様々な方が計画を知っていただけることになると思います。県のホームページに載せるとしても容量の問題とかもあるかもしれませんが、一定可能な部分については少し時間がかかっても取り組みたいと考えております。まずは、計画策定をさせていただき、普通のデータや、テキストで読み上げられるデータを掲載させていただくことになるかもしれませんが、ルビや音声データについては、誰もが見ていただけるような計画を目指すとの観点から何ができるか考えていきたいと思っています。

情報発信については、分科会長がおっしゃった通り、もちろん委員の皆様には御協力いた

だきたいですが、県の役割でもあると十分に認識しております。皆様に周知の協力をお願いするとしましても、そのまま周知がなかなか難しい部分もあろうかと思えます。そのため、例えば本日も配布させていただいている概要版に、QRコードをつけたりして、皆様の団体や、それぞれの会議等の場所で活用いただけるようなものも一緒に考えていければと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。1点目につきましては、私の大学でも、支援が必要な学生や外国人の留学生に対して、生成AIを活用して、全部音声でテキストを読み上げています。昔は少し冷たい感じで、人が読み上げたほうが良いといったこともありましたが、最近とても聞き心地の良い声とかで読み上げることもできます。

滋賀県にもたくさん外国人の方もおられると思いますが、私の講義をそのまま中国語に翻訳してもらえるなど、様々なことが今はできるので、そういったものを活用して、できるだけ滋賀に住まれるたくさんの方に伝わるような形で発信していければと思っています。

他にいかがでしょうか。

(委員)

1点目ですが、37ページの4行目から5行目に出生率の数値を記載いただいておりますが、9ページにグラフを作って記載いただいておりますが、少し年度や数字が違っているところがあるので整合性を取っていただきたいと思えます。

次に42ページになりますが、7行目の下にアドバイザー派遣の補助指標の表がありますが、策定時が43件で、目標値30件と減っているのが、少し気になります。もし、別途目標などがあり、令和6年度実績を上回っているのであれば、目標値の変更としてもよいかと思えますし、目標値自体を上げるということでもよいと思えます。

次に47ページ、施策の方向性(1)の上から3つめの○で、「罪を犯した人等の中には」と言う部分で、「社会参加も目指せる人もいます。」とありますが、目指せない人もおられるということが暗に感じ取れてしまうので、修正したほうが良いと思えます。

最後に85ページ、子どもの声を聴く取り組みの回答内容の分析における、下の図、小学校1年生から3年生のワードクラウドについて、少し意味がわからないところはいくつかあり、例えば「ざいしゃ」とか「いまち」とか「はく」、「いが」とか、意味がもう少しよくわかるように見せられればと思います。漢字にすると、何かあるのかなと思うところもありますが。

その中で、「さつがい」というのが一つありまして、小学校1年生から3年生までには、少し過激なのかなというところで、少し伝わりにくいところがあるので一度精査いただけないかなと思います。

(分科会長)

ありがとうございました。最後のテキストマイニングはこのようになってしまふことがあり、そのまま載せるのが良いのか、我々も研究の作業をしながら、改ざんは駄目ですけども、あまりにもわかりにくかったりする場合に、おっしゃるように、漢字にした方が伝わるということであったりとか、これは分析結果をそのまま載せており、データに忠実ではありますが、少し工夫ができたらなと思います。

1点目の9ページと37ページの数字にずれがあるというところは確認をお願いしたいと思います。

それと42ページの策定時のデータと目標値の数字のところですが、事務局からいかがですか。

(事務局)

実績が目標値を超えているというところで御指摘いただいたかと思います。令和6年度の実績が高くなっており、過年度数年の実績を平準化すると目標値が適切であるのか、目標値を上げるのか。少し考えさせていただきたいと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。

47ページの文言については、確かに委員がおっしゃる通りかなと思い、今読み直していましたので、このような文言にしたら良いというのを御提案いただければと思います。確かにこの表現ですと分断させるような、人を分けてしまうような印象になります。また少し考えたいと思います。

ありがとうございます。細かいところも含めて御覧いただいていることに感謝いたします。他にいかがでしょうか。

(委員)

私は4点発言します。まず、23ページ、特例貸付の2行目です。特例貸付はもう終了しており、今は特例貸付のフォローアップ事業を滋賀県社協が中心に行っていますので、2行目のところ「多くの世帯に及んでいる」ですが、「及んでいた」と過去形にして、今はもうフォローアップしているということを意識付けた方が良いのではないかと思います。

次に、40ページ、40ページは2点発言しますが、1つ目、指標の「必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合」が現時点では46.4%で目標が47.3%というのは、0.9ポイントしか増えてないということになるので、他の指標を見てもっとポイント増やしているので、ここのポイントがあまりに低いのは、せめて5割を超えとかになると良いと思ったところです。

もう1点が、この7行目の補助指標「成年後見制度の利用促進」について、ここの指標が曖

味で、研修の実施というのは、これ自体大事なところですが、目標値のところに継続実施となっていて、研修を実施すると達成したことになってしまいます。私は先日、大津市内の障害者事業所 200 事業所にアンケート調査をして、回答は 48 事業所だけだったのですが、成年後見制度の研修会を受けたことがあるかとの質問に、あると答えたのは 3 割から 4 割で、5 割以上の人が研修を受けたことがないとの回答でした。そういったことからしても、ここをもう少し具体的に市町担当者向けの実施研修とするのか、障害者児事業所や高齢者事業所の方々への研修の実施も含めて、目標値として、せめて 5 割の人たち、5 割の事業所の人たちが成年後見制度の研修会を受けられるよう、いずれなるといいなと思うのですが、このままの記載では研修受講率が上昇することがあまり期待できないので、もう少しこの目標値の設定を工夫して欲しいと思いました。

最後に、これは私事ですが、なかなかコラムの内容が考えられなかったのですが、空閑分科会長や村松委員のコラムのように、この計画に期待するというような内容であれば、ぜひ私も書きたいと思いますので、遅くなりましたが送らせていただきます。

(分科会長)

ありがとうございます。コラムにつきましてはぜひよろしくをお願いします。

最初、23 ページの特例貸付については、今の御意見のとおり「多くの世帯に及んでいたということがうかがえる」という表現で良いと思います。

それと 40 ページの指標について、私は謙虚さや奥ゆかしさは大事だと思っていますが、目標は少しちょっと高めでも良いかなと思います。また、御検討をいただければと思います。

補助指標の成年後見制度の利用促進のところはいかがですか。書きぶりが少し難しいかとは思いますが、今の委員の意見を伺って、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

成年後見制度の利用の目標になりますが、障害者プランから引用しており、実施することが目標となっていますので、本計画でも採用させていただいたところです。ただ、委員の御指摘のとおり、研修を実施したら達成なのかということもありますので、別の数値目標については、引き続き、検討させていただきたいと思っています。

また、1点目の「必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合」の目標値につきましては、県の基本構想の政策目標と考え方自体を合わせておきまして、現在の地域福祉支援計画の期間であります令和4年から7年までの世論調査で出た数字を平均した数値を策定時の基準としています。また、基本構想の目標値が、その期間内の一番高い数字を超えることを目標値として設定されておりますので、この計画も同様に考え、令和4年から令和7年までの一番高い数字であった47.3%を超えることを目標にさせていただきました。少し控え目のようなところもございますので、他の目標との整合性もありますが、検討させていただけたらと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

民生委員をずっとしてきましたが、このような会議をされていることは今回初めて知りました。どこのページがということではなく、全てのことがすごく勉強になりました。計画に出てくる認知症の問題や個別避難計画、子どものことなどは全て日常で活動している中で出てくることで、一つ一つをこのように皆さんで議論されているということも改めて勉強になりました。

ただこのように良いものができた時に、多分、民生委員はここまで深いことを知らないと思うので、今度は伝えていく責任があるということを確認いたしました。

これから65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。そして2040年には、4人に1人が1人世帯ということは、まさに8050の問題がそのまま2040年になったときに、1人世帯が非常に多くなっていくということで、地域で関わるものとしてどのようにしていけばいいのだろうということも課題だと思っております。そして85歳以上の高齢の方がお元気でこれからだんだん増えてきます。家の処分や1人になったときに財産をどうするか、お墓を建てるのか、自分が亡くなった後どの業者に頼むのかなど、終活に関する詐欺も非常に多くなっています。これから行政が入り込んでいかななくてはならない問題ではないかということ、この分科会を通して感じました。

(分科会長)

ありがとうございます。少し前にはなりますが、私が米原市でこのような計画策定に携わったときに、まさに今委員がおっしゃったように、どのようにしてこの計画を広めていくのかということで、計画完成お披露目イベントを開催して、委員の何人かが登壇して、それぞれの計画への思いなどを市民の人たちにお披露目するというイベントを開催したことがあります。また、やりなさいということではありませんが、そういったアイデアとか楽しいイベントとして広まっていくのがいいかなと思います。

(委員)

細かなところというよりは、この計画策定に関わって、全体のところで感じていることを発言させていただけたらと思います。

まず、この計画ですが、今まで啓発のことについて色々意見ありましたが、社協は地域福祉活動計画が策定のところに関わってきます。そして、市町の地域福祉計画、県の支援計画ということで、これまで市町の地域福祉計画とは連携ということで大きく調整をしながら進めておりますが、私もこの分科会に参加させていただいて、県の地域福祉支援計画は、あまり情報として入ってきていなかったということを感じました。あることは知っていても、内容を細かく見たことがありません。おそらく概要版は社協にも回っているとは思いますが、社協の地

地域福祉活動計画策定を来年度進めていくにあたっては、計画の中身をしっかりと見ていく必要があると思いました。各市町に本編を配布しているかと思いますが、社協もこの計画の内容をしっかりと踏まえながら、県全体で、自治体全体ということで進めていくことが大事かなと思いましたので、そういった地域福祉支援計画について市町とお話しされる時に社協も呼んでいただけると、一緒に考えることができるかなと思っております。

また、この計画を策定している間に、社協内でも、職員間で聞き取りをさせていただいたのですが、やはり介護サービス事業の人材が少なくなっていて、継続も難しいということで、本当に疲弊している状況にあると思います。これは全国的な話かと思いますが、これに対して給与など色々な面でも支援はありますが、これから必要な業種ではありますので、やはり根本的に進めていくことが大事だと思います。福祉の仕事について子どもたちや、大人の方々に薦める話をする機会があまりありませんので、人材育成についても、取り組んでいきたいと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。特に人材確保や定着については、滋賀県もそうですし、他の都道府県も同じで、京都も大学が多いと言われ羨ましがられるのですが、決してそういうことはなくて、なかなかそのような現場に学生たちが行かないなどの課題があります。もう一つ奈良県の人材確保の仕事もしているのですが、色々なアイデアを出し合いながら、この県にあるいは福祉の世界に何とか人を呼び込みたいということで、様々な形で魅力発信や若手・中堅職員の定着支援などに取り組んでいます。そういうこともこの会の議論ではないですが、他府県の取組とかアイデアなんかもたくさん参考にできるのかなと思います。一つの県だけとか、自治体だけとかではなく、そこは共通の悩みとか課題なので、お互いに近畿なら近畿で情報交換し合って取り組んでいけたらと思っているところです。貴重な御意見ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

14 ページに宅建のアンケート調査が載っていますが、おそらく今年調査をすると思いますので、できたら最新の情報に更新をしていただきたいと思います。

それから宅建の関係で、土地差別の問題があるので、今、宅建業界を含めた人権啓発の連絡会を作っています。その連絡会で人権教育、部落差別問題の学習をしていますので、そういったことも計画に入れて欲しいと思います。

それから、外国人の問題になりますが、外国人を一括りにするのは、私は少し抵抗感があります。在日コリアンの人たち、いわゆる戦前の侵略と植民地支配の中で、日本に定住せざるを得なくなった人たちは三世、四世の時代になっており、新しく外国から来た人たちとは根本的に取組が違ってくると思いますので、そこは分けて記載したほうが良いのではないかと思います。

います。

それから、31ページに書かれている「困難な状況にある女性の状況」についてですが、私は前から言っているのですが、県として、1人親世帯の方、シングルマザーの実態把握をしているのですか。かつて広島に行ったときに、広島は小学校5年生と中学校の全員の悉皆調査をやっていました。そこで貧困という捉え方をする時に、単に経済的に所得が低だけじゃなくて、例えば夏休みや春休みに子どもたちをどこかに連れて行くなど色々な体験を小さいときにしたかどうか、これが子どもたちの成長発達時に大きな影響を与えるということが言われています。そういうことも含めた実態把握を滋賀県としてもやってほしい、これは強く要望していきたいなと思います。そうしないとなかなか、今の困難を抱えた女性たちの実際の姿が具体的にどうなのかということは見えてこないのではないかなと思うので、ぜひともお願いをしたいということです。

もう一つは労働局との連携になります。昔は県に職業安定課があり、県の機構の中に労働行政も組み込まれていました。ただ、今は国と地方の分権ということで、完全に労働局という形で独立しているので、労働局との連携が少し弱いのではないのでしょうか。雇用の問題を考える時には、労働局と県が協議するような場を作るようにしてほしい。障害者や高齢者など様々な困難を抱えた人たちを雇用する場合は、労働局と連携しないと難しいのではないかなと思いますので、ぜひ労働局と県が協議する場を持ってもらえないか、作るようにしてもらえないかということをお願いしたいと思います。

(分科会長)

どうもありがとうございます。実態把握や各部署の連携ということも、とても大事でこの計画策定の議論の中から、そういったことの必要性が改めて認識されたということ、審議会にも伝えていくのか、あるいはまた県全体の課題としてやっていくのかということになると思いますが、この計画策定の中で、改めてそこをやらないといけないという我々委員の共通の認識として、ぜひ然るべきところに御意見伝えていただければと思います。また、委員がおっしゃったような書きぶりについては文言をどうするか御検討をいただけたらと思います。それと最新のデータについてはいかがでしょうか。

(事務局)

現状、令和元年度の調査結果を掲載していますが、委員より今年度調査の実施が予定されているとの御意見をいただきましたので、事務局のほうで関係部局に確認をさせていただき、計画を策定する令和8年3月まで間に合うようであれば修正をさせていただきたいと考えております。

本日、御意見を賜った部分の修正案を含めて確認をお願いさせていただくときに、状況がわかりましたら、何月には調査結果が判明するなどを追記させていただきたいと思います。

(委員)

事務局の皆さん、本当に広範囲に資料もつけていただいて、読み応えがあって、非常に貴重な計画だなと思っております。

福祉に関わっている人間として、知らなかった情報、無戸籍者の問題であったりとか、様々な地域の中の問題がここに触れられていて、非常に気づきと、自らの問題として考えるきっかけをくれるような計画だと、非常にありがたく読ませていただきました。

61 ページ「新興感染症発生時の福祉支援体制整備の推進」について、新型コロナウイルス発生時には、まさに現場は災害時、非常時でした。61 ページの 11 行目、12 行目に書いてあるように、対応を行うにあたり強度の心理的な負荷がかかるだけでなく、身体的にも、考えられないような労働時間で対応しなければならなかったのです。職員も感染する、職員も被災するわけで、減っている職員で通常の業務を回しながら、陽性者対応もしていくという意味では、身体的にも心理的にも非常に負担がかかっていました。そこで職員に対するメンタルヘルス対策ということに踏み込んでいただいたのは大変重要なことだと思います。ただ、このように、感染症というところだけ切り取り、どのような対応しますかという、このような記述にはなるのですが、新型コロナウイルスの時には、地域住民の方からいきなり電話がかかってきて「お前はどなんや」「うちの近所から行っている職員ちやうやろな」「罹った職員の名前を言え」などと言われました。特に最初に介護施設でクラスターが増えた時に、職員は欠けているが、苦情の電話対応に出ないわけにはいかないという状況になったので、そこに応えるのは多分、計画策定の趣旨ということで 2 ページの 4 行目に書いてある「一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、誰もが役割を持ちその人らしく活躍できる地域共生社会の実現」という、まさにこの計画の狙い、趣旨そのものが全ての項目に連動して行って、そこに入っていないと、切り取った部分だけでこの計画を見て、これに対応するのはここだというだけではなく、そこを前提としているのはこの趣旨なのだということがとても大事なことだと思って読ませていただきました。

あと先ほど委員がおっしゃったように、82 ページの「市町への支援等」について、計画が実現されていくためには、県民に身近なところでの取組が充実していかなければならないと思います。そういう意味では市町の地域福祉計画が、どのようにここに連動されていくのかということが担保されないといけない。福祉圏域というのがありますが、圏域で 1 か所しかない福祉サービスについて、圏域にある 2 つの市町の障害者福祉計画等が連動しているかということ、全然連動していないということが見受けられます。また、「市町の地域福祉計画の実施に資する」というのは、つまり反映されていくようということなんだろうと読み解きましたが、以前、共生社会のための条例を作ったときには、圏域で条例に関する学習会を実施し、福祉関係者、県、市町の行政もみんなが参加して作りました。できたことを伝えていくだけではなく、コラムにも書かれている県内の素敵な取組や励まされるような取組を紹介して、パネルディスカッションでもいいですし、条例策定にあたって、みんなが気付いたり、きっかけになったりというような取組を考えられたらいいと思います。そんな難しいことではなく、こんな取組だったらうちの市町でもできるというような、励まされる、親しみやすい、何かそういったことを一緒に

に考えられたら素敵なことだと思いました。

(分科会長)

ありがとうございました。計画策定あるいはこの計画の完成の向こう側を、私達がどのように社会実装といいますか、形にしていくのかというところにも繋がる御意見かなと思います。また、基本理念はやはり繰り返しといいますか、変わらないことが逆に新しいんだというようなところで、大切なことは言葉をいろいろ変えながら、きちんと今の若者を含めたすべての人たちに伝わるような言葉で、繰り返し繰り返し伝えていかないといけないと思います。社会福祉の理念や価値はそういうことなのだろうと思います。実際にコロナ禍でそういったことが起こったということは、それが今の人たちに響いておらず、やはり伝え方がまだ不十分だということなのだろうと思います。いかに刺さる言葉を私達が持てるか、響く言葉で語れるかということは、これから、この計画策定の向こう側として、我々委員にも問われてくるのだろうと思っていますし、自戒も込めてなのですが、そのように思っております。

他いかがでしょうか。

(委員)

図形の配置や文字の大きさなど、少し細かいところになりますが、少し気になったのでお伝えさせていただきます。

56 ページのコラム 4 のところで画像が少し枠からはみ出しているところが気になります。また、69 ページのコラム 7 に QR コードを載せていただいておりますが、この QR コードが何を指しているか、何か見出しや説明があれば、よりわかりやすいと思いました。

あとは図形の配置になりますが、例えば 39 ページにある基本方針 I の下の点線の表のところですが、基本方針 I の四角と揃っていた方がより綺麗に見えると思いました。

また、38 ページの10～11行目、14～15行目の※印の文字の大きさも揃っていた方がより綺麗に見えやすいと思いました。

あとは、7 ページの 7～8 行目のところは数字の全角半角が揃っていた方が綺麗に見えると感じました。

私も学生時代に論文を書いていたので分かりますが、こういったものを作るのはすごく時間がかかって、かなり体力を使うので、細かいところの確認が見落としがちかと思いますが、時間をかけていただいたからこそ、見やすさということも、もし時間と体力があれば、気にかけていただけたら、より良いものになるかと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。今、同じことを 4 回生の卒論指導で言っています。私は読みたいと思うレイアウトを考えようと言っていますけれども、まさにおっしゃった通りで、手に取って読みやすい、見栄えが大事です。やはりレイアウトも大事で、我々はずっと中身の議論をしている

ので読めますが、初めて見る人がページをめくりたくなる、読んでみようかなというレイアウト、字体であり、文字のポイントであり、そういう細かいところまで配慮して、最後仕上げたいけたらと思っていますのでよろしくお願いします。

他いかがでしょうか。

(委員)

1点だけ発言させていただきます。

先ほど委員から40ページの「成年後見制度の利用促進」について、目標値をもう少しうまく書けないかという意見がありました。現在、成年後見制度に改正の動きがあって、早ければ令和8年の国会で上程され、令和9年～12年ぐらいまでの間に施行されるという動きがある中で、令和6年度の時点で3割から4割の方しか研修を受けていないということですが、使いやすい制度に改正される動きになっているので、改正されたら、利用も促進されると思うのです。まだ改正の予定であるものの、改正時には全ての方がまずはしっかりと学習する必要がありますと思います。そして、新しい制度の促進のための方法であるとか、担い手も多分足りなくなってくるので、その議論など、色々とやることも出てくると思うので、そのような中身についてももう少し触れながら、この目標値については「継続実施」という文言ではなく、みんながこれを学習して、利用の促進に向けて、このように取り組んでいかなければならないというようなことが、盛り込めたらいいと感じました。

(分科会長)

ありがとうございます。今の御意見について、事務局いかがですか。

(事務局)

40ページの成年後見制度の利用促進につきまして、県におきましては令和5年度末に取組方針を策定させていただきました。健康福祉政策課、障害の関係で障害福祉課、高齢部門の医療福祉推進課の3課と、地域で権利擁護支援をしていただいている中核機関や、弁護士会などの関係団体で協議会を組織し、この取組方針を作りました。その中で策定時の基準ということで、いろいろな研修や担い手の確保を実施しますということを書かせていただいているところです。県社会福祉協議会でも県権利擁護センターを開設していただいて、研修などを実施していただいております。

委員がおっしゃっていました、すそ野を広げるような研修や、事業者向けの研修も、県や県社協で実施させていただいております。過去の実績などを見ながら、そこに少しプラスアルファするのか、少なくともそれ以上を目標とするのかということにつきましては、県庁内部や事業をお願いしている県社協、関係団体と意見交換をしながら、事務局で考えさせていただければと思います。

(委員)

各分野の計画は具体的に縦の枠組みで物事を伝えたり、方針を示しますが、地域福祉支援計画は基本計画であり、制度だけでなく、多様な方たちを主体として、大事な滋賀県の福祉の価値を醸し出すという意味で、しっかりと読んでもらう必要があると思います。これは5年間の計画ですが、これから先、社会福祉法等の改正もあり、課題も変わるかもしれないし、滋賀県の中でも顕著な課題が出てくるかもしれないので、必要な追記をしていけるように、審議会等で何か附則など、そのような文言を入れてもらえるといいのではないかと思います。基本計画なので、それができるかと思いました。

先ほど委員が認知症の方たちが地域で一緒に暮らしていくことの大切さをおっしゃっていましたが、認知症のサポートについて計画のどこに記載されているかといいますと、取組の内容には出てきますが、基本方針には出てきていません。これは提案ですが、例えば認知症サポーターの数は県で把握されていると思うので、基本方針のⅡの地域づくり、もしくは、Ⅲの福祉人づくりのどちらかに入れていただけると意識ができると思いました。

(分科会長)

ありがとうございます、御意見御提案については、少しまた検討していただけたらと思います。

予定の時間が参りました。本日も長時間にわたってたくさんの御意見をありがとうございました。いよいよ今日の御意見を踏まえまして、最終的なまとめの作業に入っていきますけれども、必要に応じて、個別に委員の方に御相談させていただくこともあると思いますし、全体的なところで文言どうするかなど最終的な判断は私の方に御一任いただければと思っております。来月の審議会に向けてまとめの作業をしていきたいと思っておりますので、もうしばらく委員の皆様にもいろいろと御相談、お伺いすることがあると思っておりますけれどもよろしく願いいたします。

本日だけでなく、この間の分科会で審議、議論いただき、本当にありがとうございました。一番最初に楽しい会議にしたいですね、参加したくなる、次が待ち遠しい会議にしたいですねと言ったのですが、そうなったかどうかは皆様の評価かと思っております。

本当にありがとうございました。それでは事務局の方にお返します。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は委員の皆様から非常に貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

今後につきましては、先ほど会長がおっしゃった通り、空閑会長と事務局で、本日いただいた意見などを踏まえまして、素案を修正させていただきたいと思っております。

また、先ほど会長から御説明いただきました通り、来月11月25日に滋賀県社会福祉審議会がごございます。そちらの方で審議いただき、最終的に審議会から知事に答申いただく予

定をしております。その後、11月議会が12月にございますので、そちらの方で説明を終えまして、12月中には約1か月間の県民に対する県政政策コメントを実施させていただきまして、令和8年3月の令和7年度末に計画を策定させていただきたいと思っております。

来月の審議会につきましては、これまでの計画の策定の経過などを、本来であれば、会長であります空閑会長に御説明をいただきたいと思っておりましたが、御予定の都合上、欠席と賜っておりますので、代わりに山口委員に御説明をお願いしたいと考えております。山口委員におかれまして、御負担をおかけしますが、御理解御協力をお願いいたします。

長時間にわたり、またこれまで4回の分科会で御議論いただきまして本当にありがとうございました。以上で本日の分科会を終わらせていただきます。